

S 25 条の税務申請

Section 25 – S25 条

台湾の所得税法 S25 条:

中華民國の領土外に本社を持ち、中華民國領土内において国際輸送、建設請負、技術サービスの提供、または機器のリース等を行ういかなる営利事業も、コストや経費の計算が困難な場合、財政部への承認を申請し、国際輸送業務に従事する企業の総事業収入の10%、または中華民國の領土に支店や代理店を持っているかどうかに関わらず、中華民國の領土内で得たその他の事業に参与する総事業収入の15%をみなし利益と見なすことができます。

しかし、このようなケースでは、税務上の損失を控除する規定(所得税法第39条)の適用はできません。

25条の税務申請について、各業務内容にかかる利益率は以下の通り：

業務内容	みなし利益率
国際輸送	10%
建設請負	15%
技術サービス	15%
機器のリース	15%

また、外国企業が台湾で恒久的施設を持っている場合には、台湾における法人所得税率、恒久的施設を持っていない場合は、源泉徴収税率が適用されます。2019年時点では、法人所得税率及び源泉徴収税率はともに20%です。

	税率
恒久的施設	20%
非恒久的施設	20%

例

外国企業が台湾に恒久的施設を持ち、技術サービス契約で S25 条の税務申請を受けている場合、NT\$ 100 万の契約のみなし利益は NT\$ 150,000 となり、この場合の法人所得税は NT\$ 30,000 (=150,000*20%)となります。

外国企業が台湾に恒久的施設を持っていない場合、S25 条承認済み契約の源泉徴収税は NT\$ 30,000 (=150,000*20%)となります。

S25 条の税務申請がなければ、同契約に適用される源泉徴収税は NT\$ 200,000 (=1,000,000 *20%)に達します。

納税方法

外国企業が台湾に恒久的施設を持っていない場合、台湾のカスタマーは所得税法88条にしたがい、3%の源泉徴収税を控除し、外国企業に純額を送金します。

外国企業が台湾に恒久的施設を持っている場合、台湾の恒久的施設が台湾のカスタマーに統一発票を発行し、契約上の収益を会計帳簿に記帳します。税金は法人所得税申告書の提出時に併せて支払います。納付期日は会計年度末の5ヵ月以内となります。

申請および承認のスケジュール

S25 条の税務申請-契約期間の開始前に承認を受けるため、申請書を税務当局へ提出します。承認を得るために必要な期間は約4週間です。なお、契約期間中或いは、契約期間後に提出することも可能です。

申請提出に必要な書類のリスト

税務申請の準備には下記の書類が必要となります。

1. 契約書に署名した当事者の簡単な説明（当事者の登録済み事務所の住所など）
2. 委託会計事務所への委任状（申請会社の社用箋に印刷した委任状にご署名ください）
3. 中国語による契約書（署名済みの日本語による契約書しかない場合、契約書は中国語に翻訳する必要があります。その場合、中国語による契約書に署名する必要はありません。）
4. 付属書類（税務局員は申請後の書類の審査の際にその他の書類の提出を要求します。）

弊社のアプローチ

GT台湾はクライアントのS25 条の税務申請に関する豊富な経験を持っています。GT台湾はクライアントの税務申請が適切であるかどうかを評価し、効果的な税金対策のための支援をいたします。

ご意見または更なる情報については弊社事務所のジャパンデスクまでご連絡ください。

Norio Yokoyama (横山憲夫)
ジャパンデスク代表
T +886 2 2789 0887 内線 102
E norio.yokoyama@tw.gt.com

Jessica Wu (吳怡靜)
ジャパンデスク
T +886 2 2789 0887 内線 102
E jessica.wu@tw.gt.com

グラント・ソントン・インターナショナルの台湾のメンバーです。

このシートは要約形式で発行されたものであり、したがってグラント・ソントンとのさらなる協議なしに、ここに含まれている情報に影響を受けたとするいかなる者への損失責任を負わないものとします。

© グラント・ソントン 2019.無断複写・転載を禁じます。